

給水装置工事設計施工要綱

(令和5年4月改訂版)

岩見沢市水道部

目 次

第1章 総則、手続き

1.1	目 的	1
1.2	用語の定義	1
1.3	給水装置の種類	1
1.4	給水装置工事の種類	2
1.5	給水装置工事の費用負担	3
1.6	給水装置の管理	3
1.7	給水方式	3
1.8	指定事業者制度	6
1.9	事業の運営の基準	6
1.10	指定事業者の指定	6
1.10.1	指定の申請	6
1.10.2	指定の基準	7
1.10.3	変更の届出	7
1.10.4	指定の有効期間	7
1.10.5	主任技術者の選任	7
1.10.6	主任技術者の立会い	7
1.10.7	報告又は資料の提出	8
1.10.8	指定の取消し	8
1.10.9	主任技術者	8
1.11	給水装置工事の流れ	8
1.12	給水装置工事の申込み	9
1.13	工事費・加入金・設計審査及び検査手数料	10
1.14	道路占用許可申請	12
1.15	工事着手	12
1.16	設計変更等の届出	12
1.17	指定事業者が行う竣工検査	12
1.18	検査の申込み及び検査	14

第2章 給水装置の設計

2.1	設 計	15
2.2	調 査	15
2.3	閲 覧	16
2.4	構 造	17
2.5	給水管及び用具の指定	18
2.6	給水装置工事材料の性能基準適合の表示	18
2.7	分 岐	21

2.8	止水栓の設置	22
2.9	メーター	23
2.10	メーターの器種及び口径選定	24
2.11	臨時メーターの取り扱い	25
2.12	屋外配管	25
2.13	屋内配管	25
2.14	水抜栓の設置	26
2.15	消火栓	26
2.16	計画使用水量	27
2.16.1	用語の定義	27
2.16.2	計画使用水量の決定	27
2.17	給水管の口径の決定	32
2.17.1	基本事項	32
2.17.2	損失水頭	33
2.17.3	給水管の管径均等数	41
2.17.4	水理計算書等の提出範囲	41
2.18	図面の作成	56

第3章 給水装置の施工

3.1	基本事項	60
3.2	掘削	60
3.3	埋戻し	60
3.4	路面復旧	61
3.5	工事写真	61
3.6	分岐方法	61
3.7	給水管の接合	61
3.8	工事現場の管理	62
3.9	給水管の埋設と防護措置	63
3.10	給水用具及び筐類の設置	63
3.11	メーター及びメーター筐の設置	63
3.12	メーターの撤去及び分水閉止	72
3.13	屋外配管	73
3.14	屋内配管	73
3.15	水抜栓の設置	73

第4章 受水槽

4.1	受水槽の設置	73
4.2	受水槽の構造及び材質	73
4.3	貯水槽水道の管理	75

第5章 水道直結式スプリンクラー設備

5.1 水道直結式スプリンクラー設備（S P設備）の設置について

————— 77